

京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第215号

京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

(庶務)

第1条 京都市国民保護対策本部及び京都市緊急対処事態対策本部（以下「各本部」という。）の庶務は、消防局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、各本部の運営に関し必要な事項は、京都市国民保護対策本部長及び京都市緊急対処事態対策本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局防災危機管理室)